



自ら考え、行動する 社会教育委員を目指して



社会教育委員の手引き Q&A

社会教育委員の制度は、住民の声や地域の実情が社会教育行政に反映されるための仕組みとして設けられているものです。

この手引きは、元気な社会教育づくり、豊かなふるさとづくりのために活動する長崎県の社会教育委員の皆様の参考にしていただきたいという願いから作成しました。社会教育振興の一助となれば幸いです。

平成26年4月

長崎県社会教育委員連絡協議会
長崎県教育委員会

社会教育委員の職務 Q&A

Q1 生涯学習における社会教育の役割とは？

A1



生涯学習 ～生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所で学ぶ～

学校教育や社会教育などを通じて、生涯にわたって“誰もがいつでもどこでも”学習し、その成果を生かすこと、それが『生涯学習』の理念です。

その中で『社会教育』とは、『学校教育』以外の、地域社会の中で行われる教育活動のことです。対象は子どもから高齢者にわたります。地域の皆さんが、学びあい、互いに絆を深め、力を合わせて、元気で豊かなふるさとづくりを進めていく上で、『社会教育』は、とても大切な役割を担っています。

Q2 社会教育に関する諸計画を立案するとは？

A2

社会教育委員は、社会教育の年間事業計画や社会教育計画を立案する際に、住民の意向や地域の課題を反映させるという大きな役割を担っています。そのためには、会議において住民を代表して意見を出すことや、委員同士協議を重ねていくことが大切です。



住民や地域の将来を見据えて、社会教育の計画立案に参画しましょう。

Q3 教育委員会に意見を述べるとは？

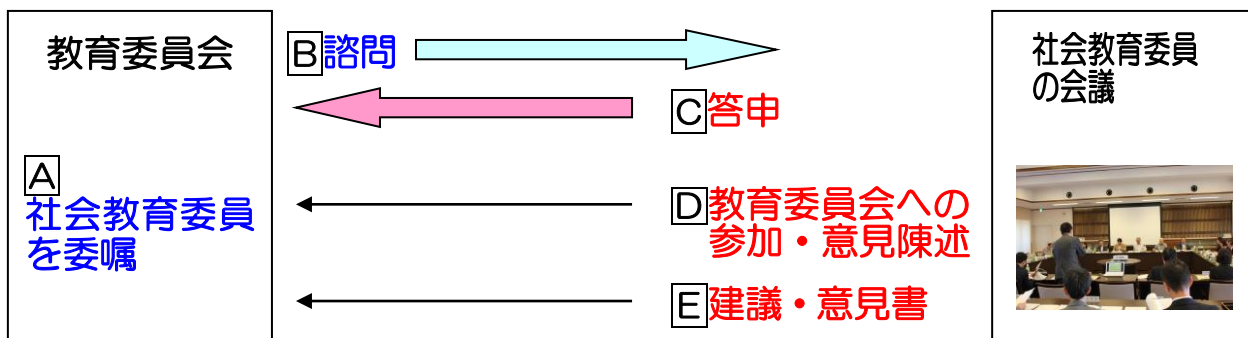
A3

社会教育委員は、教育委員会から委嘱されます。 [A]

教育委員会が、社会教育に関することで意見を求める場合は、社会教育委員の会議に対して「諮問」を行います。 [B] それに対して社会教育委員の会議は、委員の意見を集約し、「答申」という形で意見を述べます。 [C]

また、社会教育委員自ら教育委員会に出席し、社会教育に関して意見を述べることができます。 [D]

さらに、地域社会の課題や問題解決のために、社会教育委員は教育委員会からの諮問がなくても、自発的に「建議」や「意見書」といった形で意見を述べることができます。 [E]



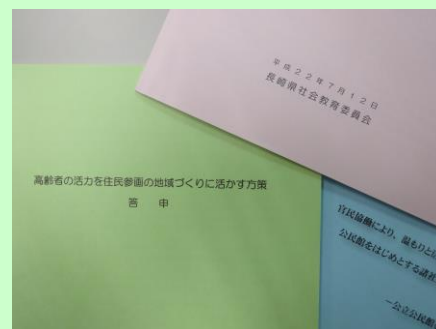
住民代表です。その思いを積極的に意見として述べましょう。

佐世保市社会教育委員の会議の取組

佐世保市社会教育委員の会議では、「生涯学習のまちづくり推進計画」策定に際し、7回にわたり検討を重ねて意見を取りまとめ、佐世保市教育委員会に対して提言を行いました。

長崎県社会教育委員会 答申

長崎県社会教育委員会では、県教育委員会からの諮問や、社会教育・地域コミュニティの現状をふまえたテーマについて審議を重ね、答申や意見書という形で教育委員会に対し意見を述べています。



Q4 必要な研究調査を行うとは？

A4

社会教育委員の職務を行うために、社会教育委員は必要な研究調査を行うことができます。

- (1) 社会教育施設等を視察する。
- (2) 関係者から現状について説明を聞く。
- (3) 関係者や利用者の意見を聞く。
- (4) 住民の意識調査や実態調査を行う。などがあげられます。

社会教育委員の会議では、こうした研究調査によって得られたデータをもとに課題を設定し、その解決方法について議論し、「答申」や「建議」「意見書」としてまとめ、教育委員会に伝えることで、社会教育委員の活動を社会教育行政に反映させることができます。



現場を知ることが大切です。目・耳・心で社会教育の現状を把握しましょう。



社会教育事業の視察

社会教育の現場へ出向き、社会教育施設の運営や事業等について見聞を広げることは、社会教育委員にとって、とても大切です。現状を「知る」ことが、地域社会の実態を反映した説得力のある答申や意見書等につながります。

社会教育担当者研修会への参加

研修会への参加は、社会教育委員としてのスキルアップにつながります。また、研修の中での交流を通して、市町の担当者とのネットワークを広げることできます。



Q5 青少年教育に関する事項について助言・指導するとは？

A5

市町の社会教育委員は、社会教育関係団体や社会教育指導者などの求めに応じて、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関することについて、助言・指導をすることができます。例えば、青少年の健全育成、子ども会の育成、青少年団体活動の奨励、読書指導についてなどです。



指導的な立場であることを自覚して、活動しましょう。

Q6 補助金交付に関して意見を述べるとは？

A6

地方公共団体が、社会教育関係団体に補助金を交付する場合には、必ず社会教育委員の会議の意見を聴いて行われなければならないことが社会教育法（第13条）で定められており、これも社会教育委員の大切な役割の一つです。

財政が非常に切迫した状況の中で、効果的に予算を使っていくことは、県民に対する行政の大きな責任です。社会教育委員には、社会教育関係団体に対する補助金が、適切に使われているのか、住民代表としての意見を述べることが求められています。



補助金の執行が適切に行われているか、公正公平な立場で見届けていきましょう。



社会教育関係団体についての理解

補助金交付に関して意見を述べる際には、交付金額だけでなく、対象となる団体の活動状況や所属人数等について理解しておく必要があります。事務局に対し、資料の要求や質問を積極的に行いましょう。

自ら考え、行動する社会教育委員を目指して ～社会教育委員の心得7か条～

1. 地域の現状にくわしくなりましょう。
2. 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。
3. 学校や公民館、青少年教育施設等の活動や行事に、参加しましょう。
4. 積極的に研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。
5. 社会教育委員同士で、情報交換をしましょう。
6. 事務局と協働して、地域課題に向き合いましょう。
7. 社会教育の現場で、「出かけて」「見て」「聞いて」「参加して」、つかんだ住民の思いや自ら感じたことを、提言に反映させましょう。

社会教育委員のみなさんの御活躍に期待しています。

